平成１７年（排）第３号

# 排　除　命　令　書

那覇市樋川一丁目１番７７号
学校法人フジ学園
同代表者　理事長　玉城　政光

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

## 主　　文

１　学校法人フジ学園は，同法人が経営する専門学校ＩＴカレッジ沖縄の国，地方公共団体等の職員を採用するための試験の受験対策用に開設した各種講座の受講生募集に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１６年２月１９日，３月２日及び３月１８日付けの沖縄タイムス並びに平成１６年２月２４日，３月１０日及び３月２３日付けの琉球新報にそれぞれ掲載した広告において行った，当該講座を受講した者のうち２，６５１名が国，地方公共団体等の職員を採用するための試験に合格したかのような表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該講座の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　学校法人フジ学園は，今後，専門学校ＩＴカレッジ沖縄の国，地方公共団体等の職員を採用するための試験の受験対策用に開設した各種講座の受講生募集に関し，前項の表示と同様の表示を行うことにより，当該講座の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

３　学校法人フジ学園は，第１項に基づいて行った公示について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければな

らない。

事　　実

1　学校法人フジ学園（以下「フジ学園」という。）は，肩書地に主たる事務所を置き，那覇市において「ＩＴカレッジ沖縄」と称する専修学校（以下「ＩＴカレッジ沖縄」という。）を営む事業者である。

2　フジ学園は，ＩＴカレッジ沖縄において国，地方公共団体等の職員を採用するための試験（以下「公務員採用試験」という。）の受験予定者である一般消費者を対象として公務員採用試験の受験対策用の各種講座（以下「公務員採用試験対策講座」という。）を開設している。

3 (1) 公務員採用試験の受験対策用の講座を開設している事業者の中には，その受講生募集に関し，自らの講座を受講した者のうち公務員採用試験に合格した者の数，その比率等（以下「合格実績」という。）を自らの受験指導の実績として新聞広告，パンフレット等に表示している者があり，これら事業者が示す合格実績は，一般に，公務員採用試験の受験予定者が事業者を選定する際の重要な要素になっている。

(2) フジ学園は，年間を通じ，新聞広告において，ＩＴカレッジ沖縄の公務員採用試験対策講座の受講生募集に関する表示を行っている。

4　フジ学園は，ＩＴカレッジ沖縄の公務員採用試験対策講座の受講生募集に関し，平成１６年２月１９日，３月２日及び３月１８日付けの沖縄タイムス並びに平成１６年２月２４日，３月１０日及び３月２３日付けの琉球新報にそれぞれ掲載した広告において，「今ＩＴ化を推進している沖縄県。求められるのはＩＴに強い公務員!!」と記載の上，「公務員[行政事務・警察官・消防士他]」と記載するとともに，「九州地区Ｎｏ．１ナンバーワン圧倒的合格者総数２，６５１名」と大きく記載することにより，あたかも，ＩＴカレッジ沖縄の公務員採用試験対策講座を受講した者のうち，２，６５１名が公務員採用試験に合格しているかのように表示しているが，実際には，当該講座を受講した者のうち，公務員採用試験に合格した者はいなかった。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，フジ学園は，ＩＴカレッジ沖縄の公務員採用試験対策講座の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表

示をしているものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１７年２月２５日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　小　林　　惇

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄